

事 務 連 絡
平成 2 2 年 4 月 1 3 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

特定の製造者が製造するブラジル産加工食品の取扱いについて

今般、輸入時の自主検査において、ブラジル産粉末清涼飲料からサイクラミン酸が検出され、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の製造者が製造する食品については、本日以降での初回の輸入時において、輸入者に対しサイクラミン酸に係る自主検査を指導するようお願いいたします。

記

製造者：GENERAL BRANDS DO BRASIL IND. E COM. DE PRODUTOS
ALIMENTICIOS LTDA.